

令和4年5月23日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和4年5月20日（金）（午前9時～）に、第83回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

## 記

## 【決定等事項】

## ○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

## ○ リバウンド警戒期間終了後の対応について

リバウンド警戒期間が令和4年5月22日をもって終了となることに伴い、その対応について以下のとおり決定しました。

## ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて

東京都が令和4年5月20日に開催する「第74回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で示す取組方針等に準じて、本市において対応することとしました。（参考：別紙2「5月23日以降の取組」）なお、公共施設等の利用制限（開館時間の短縮等）は原則としてありません。

## ・ 教育委員会の対応について

リバウンド警戒期間終了後における学校教育及び社会教育施設について、別紙のとおり対応することとしました。（別紙3）

## ○ 新型コロナウイルスワクチン接種について

ワクチン接種事業について、ワクチン接種の実績や状況、小児（5歳～11歳）接種等の実施状況、4回目接種の開始時期など、今後の対応等について、別紙のとおり報告がありました。（別紙4）

## ○ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について

コロナ禍の影響で家計に影響を受けているひとり親世帯や子育て世帯を支援す

るため、別紙のとおり子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとしました。(別紙5、別紙6)

#### ○ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

生活に困っている方への支援強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにも関わらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を実施することとしました。(別紙7)

#### ○ コロナ禍における学校給食食材費高騰への対応の検討について

コロナ禍の影響が長期化する中、物価高騰により学校給食に使用する食材費への影響が及び、給食費の増額による家計の負担が増加する恐れがあるため、国の交付金を活用した家計への負担増を回避する取り組みについて検討し、早急に方向性を示すこととしました。

#### ○ 酸素・医療提供ステーション（立川）の開設について

酸素・医療提供ステーション（調布）が令和4年6月16日に閉所となることに伴い、令和4年6月21日から酸素・医療提供ステーション（立川）を開設することについて、東京都より別紙のとおり報告がありました。(別紙8)

福祉保健部健康推進課、市民生活部生活安全課

## 【令和4年5月】

| 東京都公表日     | 1日    | 2日    | 3日    | 4日    | 5日    | 6日    | 7日    | 8日    | 9日    | 10日   | 11日   | 12日   | 13日   | 14日   | 15日   | 16日   | 17日   | 18日   | 19日   | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|            | (日)   | (月)   | (火)   | (水)   | (木)   | (金)   | (土)   | (日)   | (月)   | (火)   | (水)   | (木)   | (金)   | (土)   | (日)   | (月)   | (火)   | (水)   | (木)   | (金) | (土) | (日) | (月) | (火) | (水) | (木) | (金) | (土) | (日) | (月) | (火) |
| 新たな患者数     | 34    | 20    | 38    | 42    | 40    | 34    | 33    | 36    | 24    | 42    | 56    | 46    | 42    | 46    | 53    | 34    | 37    | 39    | 53    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 患者数の累計     | 13997 | 14017 | 14055 | 14097 | 14137 | 14171 | 14204 | 14240 | 14264 | 14306 | 14362 | 14408 | 14450 | 14496 | 14549 | 14583 | 14620 | 14659 | 14712 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 退院等者数の累計   | 13215 | 13297 | 13340 | 13383 | 13423 | 13449 | 13490 | 13551 | 13582 | 13619 | 13647 | 13680 | 13710 | 13752 | 13792 | 13800 | 13851 | 13894 | 13924 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 入院・療養中の患者数 | 782   | 720   | 715   | 714   | 714   | 722   | 714   | 689   | 682   | 687   | 715   | 728   | 740   | 744   | 757   | 783   | 769   | 765   | 788   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

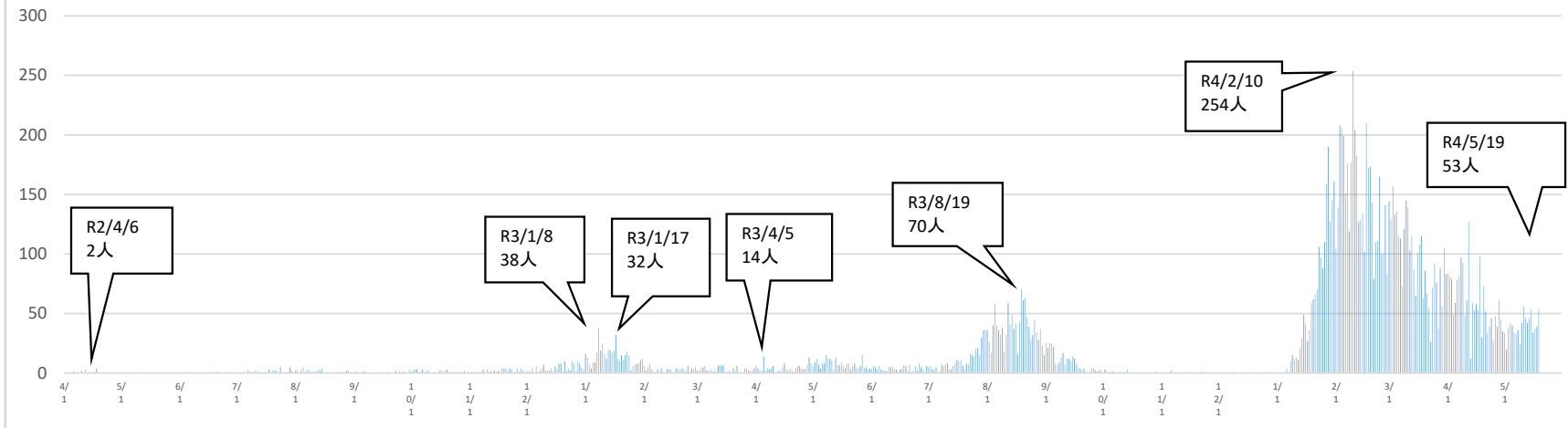
## 【令和4年4月】

| 東京都公表日     | 1日     | 2日     | 3日     | 4日     | 5日     | 6日     | 7日     | 8日     | 9日     | 10日    | 11日    | 12日    | 13日    | 14日    | 15日    | 16日    | 17日    | 18日    | 19日    | 20日    | 21日    | 22日    | 23日    | 24日    | 25日    | 26日    | 27日    | 28日    | 29日    | 30日    |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    |
| 新たな患者数     | 84     | 81     | 79     | 49     | 59     | 78     | 82     | 97     | 93     | 48     | 61     | 127    | 12     | 59     | 53     | 58     | 53     | 98     | 30     | 73     | 52     | 34     | 39     | 46     | 27     | 48     | 39     | 61     | 45     | 35     |
| 患者数の累計     | 12,247 | 12,328 | 12,407 | 12,456 | 12,515 | 12,593 | 12,675 | 12,772 | 12,865 | 12,913 | 12,974 | 13,101 | 13,113 | 13,172 | 13,225 | 13,283 | 13,336 | 13,434 | 13,464 | 13,537 | 13,589 | 13,623 | 13,662 | 13,708 | 13,735 | 13,783 | 13,822 | 13,883 | 13,928 | 13,963 |
| 退院等者数の累計   | 11,326 | 11,344 | 11,457 | 11,560 | 11,619 | 11,696 | 11,733 | 11,769 | 11,866 | 11,930 | 11,985 | 12,000 | 12,009 | 12,187 | 12,222 | 12,306 | 12,406 | 12,506 | 12,514 | 12,658 | 12,741 | 12,783 | 12,787 | 12,917 | 12,991 | 13,042 | 13,081 | 13,122 | 13,150 | 13,210 |
| 入院・療養中の患者数 | 921    | 984    | 950    | 896    | 896    | 897    | 942    | 1,003  | 999    | 983    | 989    | 1,101  | 1,104  | 985    | 1,003  | 977    | 930    | 928    | 950    | 879    | 848    | 840    | 875    | 791    | 744    | 741    | 741    | 760    | 778    | 753    |

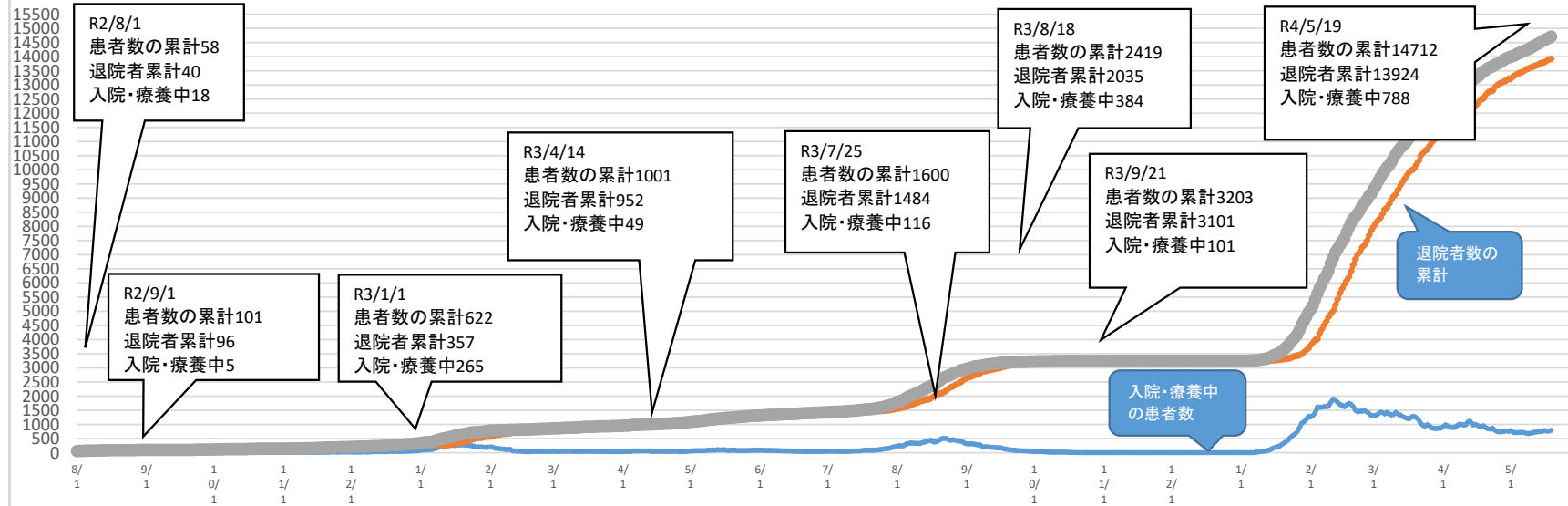
## 【令和4年3月】

| 東京都公表日     | 1日    | 2日    | 3日    | 4日    | 5日    | 6日    | 7日     | 8日     | 9日     | 10日    | 11日    | 12日    | 13日    | 14日    | 15日    | 16日    | 17日    | 18日    | 19日    | 20日    | 21日    | 22日    | 23日    | 24日    | 25日    | 26日    | 27日    | 28日    | 29日    | 30日    | 31日    |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | (火)   | (水)   | (木)   | (金)   | (土)   | (日)   | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    | (金)    | (土)    | (日)    | (月)    | (火)    | (水)    | (木)    |
| 新たな患者数     | 144   | 129   | 157   | 133   | 136   | 115   | 113    | 73     | 121    | 145    | 139    | 103    | 115    | 87     | 65     | 101    | 108    | 115    | 63     | 86     | 67     | 54     | 26     | 72     | 92     | 76     | 37     | 88     | 56     | 105    | 83     |
| 患者数の累計     | 9,304 | 9,433 | 9,590 | 9,723 | 9,859 | 9,974 | 10,087 | 10,160 | 10,281 | 10,426 | 10,565 | 10,668 | 10,783 | 10,870 | 10,935 | 11,036 | 11,144 | 11,259 | 11,322 | 11,408 | 11,475 | 11,529 | 11,555 | 11,627 | 11,719 | 11,795 | 11,832 | 11,920 | 11,976 | 12,081 | 12,163 |
| 退院等者数の累計   | 7,992 | 8,117 | 8,222 | 8,291 | 8,438 | 8,607 | 8,661  | 8,791  | 8,945  | 9,075  | 9,143  | 9,303  | 9,458  | 9,592  | 9,700  | 9,826  | 9,940  | 9,985  | 10,038 | 10,173 | 10,303 | 10,490 | 10,588 | 10,683 | 10,724 | 10,856 | 10,964 | 11,060 | 11,123 | 11,210 | 11,288 |
| 入院・療養中の患者数 | 1,312 | 1,316 | 1,368 | 1,432 | 1,421 | 1,367 | 1,426  | 1,369  | 1,336  | 1,351  | 1,422  | 1,365  | 1,325  | 1,278  | 1,235  | 1,210  | 1,204  | 1,274  | 1,284  | 1,235  | 1,172  | 1,039  | 967    | 944    | 995    | 939    | 868    | 860    | 853    | 871    | 875    |

感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R4年5月



感染者数(累計、退院等者数、入院・療養中者数) R2年8月～R4年5月



# 5月23日以降の取組

令和4年5月20日  
東京都

# 1. 5月23日以降の取組

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、5月23日以降、以下の要請、協力依頼を実施

### ①都民向け

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 感染を拡げないための行動 等

### ②事業者向け

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請、協力依頼

### (基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

### (感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めにワクチン接種を検討すること
  - 発熱等の症状が出た場合は速やかに診察を受けること
  - 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請
- (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設

| 施設の種類<br>(施行令第11条) | 内 訳   | 対 応   |
|--------------------|---|---|
| 集会場等<br>(第5号等)     | 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている<br>結婚式場等  | <ul style="list-style-type: none"><li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li><li>・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシオン」の活用を推奨</li></ul></li></ul>  |
| 遊興施設<br>(第11号)     | 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている<br>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、<br>バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼</li><li>・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul></li><li>●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul> |
| 飲食店<br>(第14号)      | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、<br>バー（接待や遊興を伴わないもの）等<br>（宅配・テイクアウトサービスは除く。）                 | <ul style="list-style-type: none"><li>●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none"><li>・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul></li></ul>  |



# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (2) その他の施設①

| 施設の種類<br>(施行令第11条) | 内 訳  | 対 応  |
|--------------------|--|--|
| 劇場等<br>(第4号)       | 劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等   | <ul style="list-style-type: none"><li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項）<br/>（「3（3）イベントの開催制限」参照）</li><li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li><li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li><li>● 以下の事項を実施するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li><li>・ 入場をする者の整理等</li><li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業を行う場所の消毒</li><li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止<br/>（すでに入場している者の退場を含む）</li><li>・ 施設の換気</li><li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置<br/>（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li></ul></li><li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul> |
| 集会場等<br>(第5号)      | 集会場、公会堂、葬儀場 等  |  |
| 展示場<br>(第6号)       | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等   |  |
| 商業施設<br>(第7号)      | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等  |  |
| ホテル等<br>(第8号)      | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）   |  |
| 運動施設<br>(第9号)      | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等 |  |
| 遊技場<br>(第9号)       | マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等  |  |
| 博物館等<br>(第10号)     | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等  |  |
| 遊興施設<br>(第11号)     | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等  |  |
| 商業施設<br>(第12号)     | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等                                  |  |
| 学習塾等<br>(第13号)     | 自動車教習所、学習塾 等   |  |

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (2) その他の施設②

| 施設の種類<br>(施行令第11条) | 内 訳              | 対 応   |
|--------------------|------------------|---|
| 学校<br>(第1号)        | 幼稚園、小学校、中学校、高校 等 | <ul style="list-style-type: none"><li>●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な感染防止対策の実施</li><li>・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li><li>・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li><li>・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li></ul></li></ul> |
| 保育所等<br>(第2号)      | 保育所、介護老人保健施設 等   |   |
| 大学等<br>(第3号)       | 大学 等             |   |

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

| 施設規模<br>イベント類型           | 施設の収容定員（※2）  |                                       |              |
|--------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------|
|                          | ～5,000人以下の施設 | 5,000人超～10,000人の施設                    | 10,000人超の施設～ |
| 大声なしの<br>イベントの場合<br>（※1） | 収容定員まで可      | 5,000人まで可                             | 収容定員の半分まで可   |
|                          |              | 「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合<br>➔ 収容定員まで可 |              |
| 大声ありの<br>イベントの場合<br>（※1） | 収容定員の半分まで可   |                                       |              |

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント  
又は必要な対策を十分に施さないイベント  
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
  - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
  - ・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (4) その他

##### (職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

##### (ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等  
イベント : 小規模イベント、結婚式 等  
移動 : 都道府県間の旅行 等  
その他 : 高齢者施設での面会 等

## リバウンド警戒期間後の教育委員会の対応について

### 1 学校教育について

#### (1) 基本的方針

- ・ 学校は、子どもたちの大切な拠り所であり、学びを途切れさせないためにも、感染症対策を引き続き徹底しながら教育活動を継続する。
- ・ 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動については、方法等を工夫し、感染リスクを低減した上で実施する。
- ・ なお、臨時休業する場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

#### (2) 具体的対応

##### ① 主な学校行事

- ・ 宿泊行事 集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を徹底した上で、学校の状況に応じて実施する。
- ・ 校外学習 移動手段、活動内容等について、感染リスク等を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で、学校の状況に応じて実施する。
- ・ 授業公開 感染症対策を徹底した上で、学校の状況に応じて実施する。
- ・ 中学校部活動 都立学校の取扱いに準じ、感染症対策を徹底した上で、学校の状況に応じて実施する。

##### ② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校生活の中での感染予防
- ・ 欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等も活用し、個に応じて学習支援
- ・ 児童・生徒の心のケア 等

### 2 社会教育施設について

#### (1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

## 新型コロナウイルスワクチン接種について

### I 接種実績（初回・追加接種）

#### 1 接種実績（年齢別） ※令和4年5月16日（月）現在

|        |        | 1回目    |        |          |         | 2回目    |        |          |         |
|--------|--------|--------|--------|----------|---------|--------|--------|----------|---------|
|        |        | 立川市    |        | 全国<br>平均 | 都<br>平均 | 立川市    |        | 全国<br>平均 | 都<br>平均 |
|        |        | 対象者数   | 接種者数   |          |         | 接種率    | 接種者数   |          |         |
| 100歳以上 | 68     | 64     | 94.1%  | 99.1%    | 95.4%   | 64     | 94.1%  | 98.0%    | 94.3%   |
| 90歳代   | 2,541  | 2,568  | 101.1% | 100.1%   | 100.1%  | 2,552  | 100.4% | 99.6%    | 99.6%   |
| 80歳代   | 11,773 | 11,625 | 98.7%  | 98.9%    | 98.0%   | 11,570 | 98.3%  | 98.6%    | 97.6%   |
| 70歳代   | 21,303 | 19,554 | 91.8%  | 94.5%    | 91.8%   | 19,497 | 91.5%  | 94.3%    | 91.6%   |
| 60歳代   | 19,131 | 17,205 | 89.9%  | 89.6%    | 90.8%   | 17,133 | 89.6%  | 89.4%    | 90.6%   |
| 50歳代   | 26,118 | 24,270 | 92.9%  | 92.0%    | 91.8%   | 24,155 | 92.5%  | 91.7%    | 91.6%   |
| 40歳代   | 28,692 | 24,142 | 84.1%  | 83.3%    | 83.4%   | 23,989 | 83.6%  | 82.9%    | 83.0%   |
| 30歳代   | 22,997 | 19,142 | 83.2%  | 80.6%    | 81.8%   | 18,934 | 82.3%  | 80.0%    | 81.2%   |
| 20歳代   | 21,958 | 18,227 | 83.0%  | 81.1%    | 79.1%   | 17,901 | 81.5%  | 80.3%    | 78.1%   |
| 12～19歳 | 12,475 | 9,872  | 79.1%  | 76.6%    | 76.2%   | 9,643  | 77.3%  | 75.7%    | 75.0%   |
| 5～11歳  | 10,516 | 1,761  | 16.7%  | 14.9%    | 15.2%   | 1,149  | 10.9%  | 11.1%    | 11.7%   |

|        |        | 3回目    |       |          |         |
|--------|--------|--------|-------|----------|---------|
|        |        | 立川市    |       | 全国<br>平均 | 都<br>平均 |
|        |        | 対象者数   | 接種者数  |          |         |
| 100歳以上 | 68     | 60     | 88.2% | 87.8%    | 81.7%   |
| 90歳代   | 2,541  | 2,312  | 91.0% | 91.0%    | 88.9%   |
| 80歳代   | 11,773 | 10,731 | 91.1% | 92.2%    | 90.6%   |
| 70歳代   | 21,303 | 18,464 | 86.7% | 89.3%    | 86.4%   |
| 60歳代   | 19,131 | 15,428 | 80.6% | 80.1%    | 81.4%   |
| 50歳代   | 26,118 | 19,389 | 74.2% | 68.9%    | 71.5%   |
| 40歳代   | 28,692 | 16,429 | 57.3% | 50.6%    | 54.8%   |
| 30歳代   | 22,997 | 10,625 | 46.2% | 40.5%    | 45.4%   |
| 20歳代   | 21,958 | 8,668  | 39.5% | 36.8%    | 38.5%   |
| 12～19歳 | 12,475 | 3,036  | 24.3% | 18.7%    | 23.9%   |

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づく数値で、実数とはタイムラグがある。接種対象者数は、「令和3年住民基本台帳年齢階級別人口」より年代階級の数字を集計したもの。

#### 2 接種実績（階層別） ※令和4年5月16日（月）現在

|       | 対象者数    | 1回目     | 接種率   | 2回目     | 接種率   | 3回目     | 接種率   |
|-------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 65歳以上 | 45,506  | 42,322  | 93.0% | 42,154  | 92.6% | 39,425  | 86.6% |
| 12歳以上 | 167,056 | 146,669 | 87.8% | 145,438 | 87.1% | 105,381 | 63.1% |
| 5歳以上  | 177,572 | 149,901 | 84.4% | 147,946 | 83.3% | 105,381 | 59.3% |
| 全体    | 184,577 | 149,901 | 81.2% | 147,946 | 80.2% | 105,381 | 57.1% |

## II 初回（1・2回目）接種・追加（3回目）接種の今後の方向性

### 1 集団接種

新型コロナワクチンの接種日時については、週末の接種希望が多く見られる。このため、市内公共施設において、小規模な集団接種を、週末を中心に実施することとする。さらに、地域単位による小規模な集団接種を実施する。

| 接種会場     | 日程   | 時間              |
|----------|--|-----------------|
| 女性総合センター | 5月20日（金）、27日（金）、<br>6月3日（金）、10日（金）、17日（金）、24日（金） | 18：30～<br>21：00 |
| こんぴら橋会館  | 5月28日（土）   | 14：00～<br>17：00 |

### 2 小児（5歳～11歳）接種

平日仕事をしている等により、小児接種への同伴が困難な保護者の接種希望に対応するため、週末に小規模な集団接種を追加実施することとする。

| 接種会場     | 日程                     | 時間          |
|----------|------------------------|-------------|
| 立川市役所本庁舎 | 5月21日（土）               | 14：00～17：00 |
| 健康会館     | 6月4日（土）、18日（土）、7月2日（土） | 14：00～17：00 |

※7月2日（土）は、4回目接種の予約状況等により、60歳以上の接種となる場合がある。

### 3 個別接種

市内医療機関による接種については余裕枠が散見されはじめたため、ワクチンの廃棄を防ぐ視点から、医療機関と調整のうえ接種枠調整を実施中。

## III 4回目接種

### 1 対象

3回目接種の完了から5か月以上経過した以下の者

- ① 60歳以上の者
- ② 18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者
- ③ 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

### 2 接種開始時期

5月下旬（予定）※5月下旬より接種券送付予定

### 3 使用するワクチン

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチン

### 4 接種施設

市内医療機関のほか集団による接種を予定（調整中）

## IV その他

### 1 3回目接種券の交付について

立川市以外で初回（1・2回目）を実施し、その後立川市に令和4年3月末までに転入した市民を対象に、本人等からの申請を待つことなく接種券を送付する。（5月末頃発送予定）

### 2 3回目接種の勧奨について

重症化予防のため、60歳以上の3回目未接種者を対象に、勧奨通知を送付する。

発送日 : 5月末頃

## 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）

|                  |   |
|------------------|---|
| 趣 旨              | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う   |
| 予 算              | 108,200千円（全額国庫負担10/10）  |
| 対 象 者            | ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給対象者<br>② 公的年金給付等を受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方<br>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 |
| 対 象 者 数<br>（見込み） | ① 1,300人      ② 50人      ③ 100人   |
| 給 付 額            | 児童一人当たり50,000円  |
| 申請について           | 対象者①の方は申請不要。受給を希望しない方のみ受給拒否の届出書を提出<br>対象者②③の方は申請が必要（郵送可）  |
| 申 請 期 間          | 令和4年7月1日～令和5年2月28日  |
| 支給について           | 対象者①の方については、6月28日に児童扶養手当登録銀行口座等へ振込<br>対象者②③の方については、申請受付後に審査を行い、指定口座へ振込  |
| 周 知 方 法          | 広報たちかわ・立川市ホームページ<br>②の対象者、及び市が把握している方には、6月中に本給付金に関するお知らせを送付   |
| そ の 他            | 厚生労働省がコールセンターを設置し運用中  |



## 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）

|                  |   |
|------------------|---|
| 趣 旨              | 新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた、ひとり親家庭以外の低所得の子育て世帯を見舞う観点から、給付金を支給する   |
| 予 算              | 93,100千円（全額国庫負担10/10）   |
| 対 象 者            | <p>① 令和4年4月分の児童手当の支給対象者（公務員は除く）又は特別児童扶養手当の支給対象者であって、令和4年度の住民税均等割が非課税である方</p> <p>② ①に該当しない対象児童（平成16年4月2日以降に出生した児童（障害児については20歳未満））の養育者であって、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方</li> </ul> <p>※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児の養育者も対象</p> |
| 対 象 者 数<br>(見込み) | ① 1,100人          ② 100人  |
| 給 付 額            | 児童一人当たり50,000円  |
| 申請について           | 対象者①の方は申請不要。受給を希望しない方のみ受給拒否の届出書を提出<br>対象者②の方は申請が必要（郵送可）   |
| 申 請 期 間          | 令和4年7月20日～令和5年2月28日   |
| 支給について           | 対象者①の方については、7月中に児童手当又は特別児童扶養手当登録銀行口座等へ振込<br>対象者②の方については、申請受付後に審査を行い、指定口座へ振込   |
| 周 知 方 法          | 広報たちかわ・立川市ホームページ  |
| そ の 他            | 厚生労働省がコールセンターを設置し運用中  |

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

## 1 概要

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、生活に困っている方への支援強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形で運用改善を図ることとされた。今般の運用改善に伴い、現在行っている臨時特別給付金事務について、以下の通り変更の上、給付事務を行う。

## 2 主な変更点

## ① 支給対象

令和3年12月10日において住民基本台帳に記録されている者であって(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主

(1) 令和3年度分又は令和4年度分の市町村税均等割が非課税である世帯

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

※既に臨時特別給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象外とする。

## ② 基準日

- ・ 令和3年度非課税分は、引き続き令和3年12月10日
- ・ 令和4年度非課税世帯については、令和4年6月1日

## 3 対象世帯数(確認書発送数)

令和3年度 22,285世帯(住民税非課税世帯)

令和4年度 1,800世帯(令和4年度新たに非課税となった世帯・想定)

## 4 日程

6月1日：令和4年度住民税課税決定

6月25日：6/25号広報に記事を掲載（ホームページも更新）

6月下旬：令和4年度新たに非課税となった世帯宛に確認書を発送

9月30日：申請書提出期限

## 5 参考：令和4年5月17日時点での支給実績

|               |         |
|---------------|---------|
| 令和3年度住民税非課税世帯 | 19,795件 |
| 〃 家計急変世帯      | 199件    |

## 酸素・医療提供ステーション（立川）の開設について

酸素・医療提供ステーション（調布）の後継施設として、酸素・医療提供ステーション（立川）を開設し、機能を移転することとしましたのでお知らせします。

### ■酸素・医療提供ステーション（立川）の概要

- 1 所在地 東京都立川市緑町9-3
- 2 対象者 軽症等の方
- 3 規模 最大92床
- 4 機能
  - ・ 酸素投与や中和抗体薬治療等の医療を提供
  - ・ 症状が軽快した患者を病院から受け入れ
  - ・ 病床逼迫時に搬送先が見つからない患者の一時的受け入れ
- 5 特徴 個室ブース、シャワー室
- 6 受入開始 令和4年6月21日（火）

\*酸素・医療提供ステーション（調布）は、令和4年6月16日（木）に閉所となります。

\*令和4年6月16日（木）から20日（月）までは、酸素・医療提供ステーション（築地）で受け入れます。